

宮崎県再造林推進条例

宮崎県再造林推進室

宮崎県は、「宮崎県再造林推進条例」を制定した（令和6年7月2日公布・施行）。

再造林の重要性について、林業関係者はもとより、県民全体で共有し気運醸成を図るとともに、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることで、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的としている。再造林に的を絞った条例は都道府県では全国初。

1 条例制定に至った背景と経緯

宮崎県（以下「本県」といいます。）は、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれており、県土の7割を占める森林は、木材を始めとする林産物を生み出すとともに、多様な生態系を支え、清らかな水と空気を育み、災害から県民の生命と暮らしを守り、さらには地球温暖化対策の上で重要な役割を果たすなど、私たちの生活には欠かせない社会全体の財産と言えます。

本県においては、林政の基本方針である「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各

種施策を実施しており、農林水産省が令和6年7月19日に発表した「令和5年木材統計」によると、本県のスギの素材（丸太）生産量は184万6000m³で、平成3年以降33年連続して日本一となるなど、国内有数の木材供給基地となっています。

その一方で、近年、伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加しています。

そのような中、本県では、子育て環境や農林業、スポーツ観光といった全国に誇れる強みを生かし更なる成長につなげるため、「3つの日本一挑戦プロジェクト」を立ち上げ、30億円の基金を設置して令和6年度からプロ

ジェクトの本格展開を図っています。プロジェクトの一つである「グリーン成長プロジェクト」では、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を目指し、再造林率日本一を目標に掲げ、抜本的な再造林対策に取り組むこととしています。

再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、二酸化炭素吸収源の確保や県土の保全など、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることから、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠です。

そこで、再造林の重要性について、林業関係者はもとより、県民全体で共有し気運醸成を図るとともに、再造林を推進していくため

の基本的施策を明らかにすることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的に、「宮崎県再造林推進条例」（以下「本条例」といいます。）の制定を目指すこととしました。

2 条例の内容・解説

本条例制定に向けては、県議会への報告や県内市町村及び林業関係団体からの意見聴取を行うとともに、宮崎県森林審議会に諮問し専門的意見を聴くなど、各方面からの意見を集約しながら進めました。令和6年1月、県議会環境農林水産常任委員会に条例骨子案を報告するとともに、同月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様から幅広い御意見をいただきました。その後、更なる検討を重ね、同年6月に本条例議案を県議会へ提出し、同月25日の県議会本会議において全会一致で可決・成立となり、再造林に的を絞った条例としては都道府県で全国初となる本条例を、同年7月2日に公布・施行しました。

基本理念として、「再造林の理解促進」、「効率化の推進、県産材需要の拡大」、「担い手の処遇と労働環境の向上」、「関係者の適切な役割分担と相互の連携」の4項目を定めており、再造林の推進に当たっての基本となる考え方を示し、再造林の推進に関わる全ての主体が共有するものとなっています。

そして、この基本理念に対応する形で県の基本施策を規定し、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市町村や森林組合への支援、また、各主体が相互に連携を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとしています。

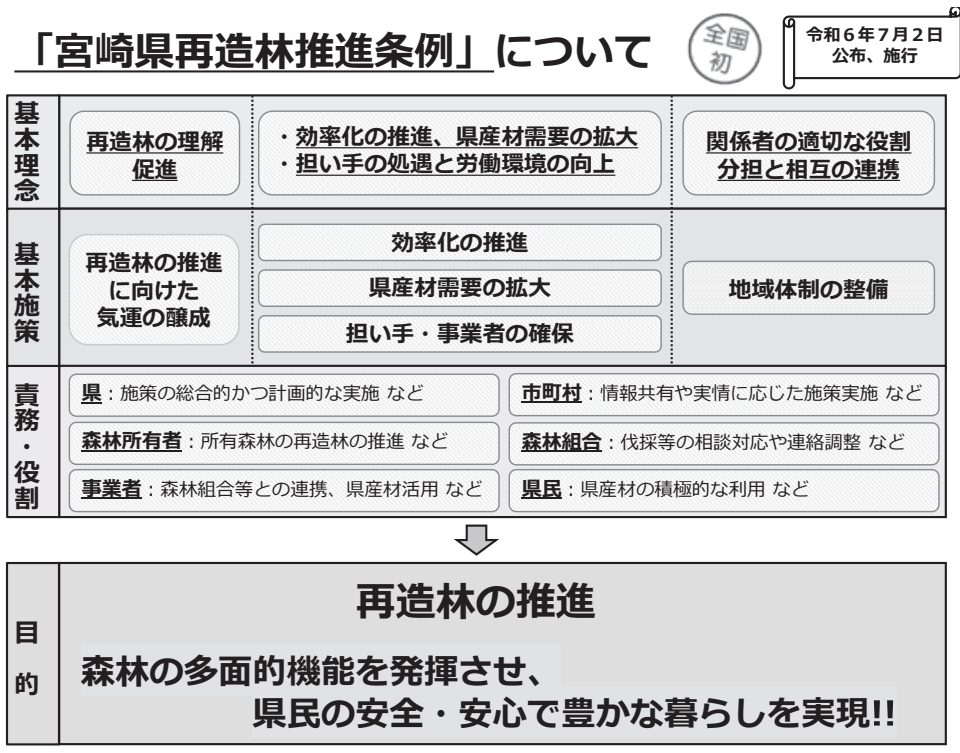
さらに、市町村や森林所有者、森林組合、事業者、県民それぞれの主体については役割を定めており、その内容を以下に記します。

(1) 市町村
地域に最も密着した行政機関として、伐採届出の情報共有や地域の実情に応じた施策の実施に努める。

(2) 森林所有者
自ら所有する森林について、再造林に努めるものとする。なお、自らの施業が困難である場合は、

森林を放置することなく、森林組合等への施業委託や森林経営管理制度の活用などの措置を講ずるよう努める。

図表1 宮崎県再造林推進条例の概要



(3) 森林組合
地域における林業の中核的な担い手とし

て、再造林の実施に努めるとともに、森林所有者からの相談対応や伐採・造林事業者との連携、市町村との連絡調整等に努める。

(4) 事業者

林業事業者や木材産業事業者など、再造林の実施や連携、情報共有、県産材の積極的な活用などに努める。

(5) 県民

森林の多面的機能がもたらす様々な恩恵が、先人たちの努力により築かれたものであり、後世に引き継いでいかなければならない貴重な財産であることを理解するとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再造林の推進に努める。

3 条例に関連した取組

本県の再造林率は70%台にとどまっていますが、全国的に見ると高い数値となっています。しかし、本県の民有林の皆伐面積は約2800haであり、年間約700～800haの森林が再造林されていない現状に加え、伐採されている民有林は、道から近く比較的傾斜が緩い、いわゆる「林業適地」で集中的に行われており、林業・木材産業の持続性や多面的機能の低下が懸念されています。今、ここで手を打たなければ、先人たちが築き上げてきた宮崎の豊かな森林を、将来世代へ引き

継ぐことができなくなるおそれがあります。

そのため、本県では、本条例の四つの理念、五つの基本施策を掲げ所とし、産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」を構築することとしています。

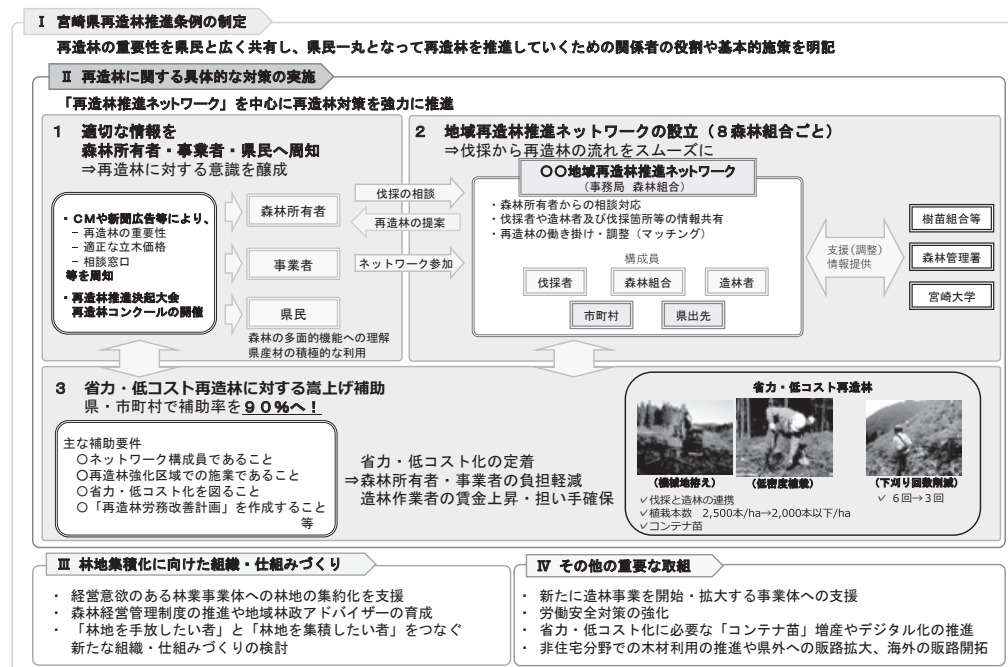
概念図を以下に示すとともに、「再造林に関する具体的な対策の実施」について、中核的な取組を紹介します。

まず、再造林意識の醸成に係る最初の取組として、本条例の公布・施行日である令和6年7月2日に、本県の林業関係者など約500名の参加のもと、宮崎県再造林推進決起大会を開催しました。知事と宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議の丸山会長の主催者挨拶に続き、林野庁の青山長官の来賓挨拶、感謝状贈呈、再造林推進宣言、(独)農林漁業信用基金の牧元理事長(元宮崎県副知事)の基調講演など、盛りだ

図表2 「宮崎モデル」の概要

【グリーン成長プロジェクト】

再造林率日本一に向けて産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」



くさんの内容で、参加者一同で再造林に取り組んでいく気運を高めました。大会の様子は以下のアドレス等から令和6年度末までYoutubeで視聴できますので、是非御覧ください。



<https://youtu.be/-zyAcnChQr0>

また、これまで、県や森林組合、素材生産事業者等の連携が十分でなく、森林組合や造林事業者が目前の造林放棄地に植栽したくてもできない、伐採地の情報が共有されないといった問題があったことから、県内八つの森林組合単位で「地域再造林推進ネットワーク」（以下「ネットワーク」といいます。）を設立しました。

このネットワークは、伐採者、森林組合、造林者、市町村、県の出先機関等の関係者で構成され、森林所有者からの相談対応や伐採情報等の共有、再造林の働き掛け・マッチングにより、伐採から再造林の流れをスムーズにすることで、再造林率の向上につなげていくものです。

さらに、県と市町村が協調して、森林整備に関する補助率を68%から90%へ引き上げることとしています。主な補助要件をネットワークの構成員による施業であること、道からの距離が100m以内など再造林強化区域であること、省力・低コスト施業であること、造林作業員の賃上げにつながる再造林労務改

善計画を作成することとしており、省力・低コスト化の定着や森林所有者・事業者の負担軽減はもとより、造林業者の待遇改善を図り、担い手確保につなげていくものです。

4 課題と今後の展望

再造林の推進に当たっては、森林所有者の経営意欲の低下や林地の集約化、担い手不足など、様々な課題があるため、それぞれの課題にしっかりと目を向け、「宮崎モデル」の構築に向けて具体的な施策を着実に進めていきます。

なお、「グリーン成長プロジェクト」において再造林率日本一を掲げていますが、再造林率は県内でも地域差があり、森林所有者の意識もまちまちで一括りにできないものと考えています。そのため、各地域に設置したネットワークにより、それぞれの地域の実情に応じた再造林の普及、森林所有者の相談対応等を実施していきます。

また、本条例の前文でも触れていますが、林業採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、森林資源の適正な管理・利用を図ることが重要です。

そのため、現地状況に応じた森林施業を選

択・提案するなど、森林所有者を始め、林業関係者の共通認識となるよう、本条例の周知と併せて普及していきます。

終わりに、本条例は、本県の林業・木材産業業界はもとより、県民生活にも直結する大変重要な条例となります。条例制定がゴールではなく、むしろこれからがスタートであり、再造林の重要性や「宮崎モデル」の取組をテレビCMや新聞広告、SNS広告など様々な媒体を用いて、県民と広く共有し、誰もが「他人事」ではなく「自分事」として捉えてもらえるよう普及・啓発を行い、オール宮崎体制で再造林を推進する土台を築き上げていきます。